

児童手当の多子加算について

法改正により、児童手当の支給対象児童が高校生年代まで延長されましたが、お子さんが3人以上いる方の多子加算のカウント対象も大学生年代（※）までに延長されました。 詳細については、下のイラストでご確認ください。

（※）令和6年度において大学生年代の子とは、平成14年（2002年）4月2日から平成18年（2006年）4月1日までの間に生まれたお子さんを指します。

【例1】

生まれた順位	1	2	3
	 高校生年代	 中学生	 小学生
児童手当における順位	第1子	第2子	第3子
支給月額	10,000円	10,000円	30,000円

【例2】

生まれた順位	1	2	3
	 大学生年代	 高校生年代	 中学生
児童手当における順位	第1子	第2子	第3子
支給月額	支給なし	10,000円	30,000円

（※）大学生年代の子を多子加算の対象とするには、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出が必要です。

【例3】

生まれた順位	1	2	3
	 社会人（23歳）	 大学生年代	 高校生年代
児童手当における順位	カウントしない	第1子	第2子
支給月額	支給なし	支給なし	10,000円

（※）多子加算がないため、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出は不要です。